

裁判官の人事評価の在り方に関する研究会の設置について

平成13年7月16日(最高裁)

最高裁判所に「裁判官の人事評価の在り方に関する研究会」を設置

最高裁判所は、事務総局に「裁判官の人事評価の在り方に関する研究会」を設置し、裁判官の人事評価の在り方全般について調査、検討をすることとした。

裁判官の人事評価については、本年6月12日に公表された司法制度改革審議会の意見において、評価権者及び評価基準を明確化・透明化するなど、可能な限り透明性・客観性を確保するための仕組みを整備すべきであるとされた。この点については、最高裁としても、既に司法制度改革審議会の審議の中で、人事の透明性の要請が社会一般における最近の流れであるとの認識の上に立って、諸外国の制度等も参考にしながら、現場の裁判官の意見も十分に聞いて、裁判官の人事評価制度の検討を進めたいとの考え方を明らかにしていたところである。そこで、この度、司法制度改革審議会の意見を踏まえ、裁判官の人事評価制度の具体的検討の一環として、裁判官の人事評価の在り方全般について多角的に調査、検討するために、事務総局に標記研究会を設置することとしたものである。

研究会のメンバーは、別紙のとおりである。

第1回研究会は、9月に開催する予定であり、調査・検討の期間は、1年間程度を予定している。

(別紙)

座長 大西 勝也(弁護士・元最高裁判事)

委員 稲田 寛(弁護士・元日弁連事務総長)

緒方 重威(弁護士・元広島高検検事長)

金丸 文夫(読売新聞社調査研究本部主任研究員)

長谷部 由起子(学習院大学教授)

福田 剛久(東京地裁判事)

吉本 徹也(東京高裁判事)